

綾瀬市一時預かり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施する保育所等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱における補助対象者は、次の各号に掲げる施設の設置者又は当該施設の長とする。

- (1) 法第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (3) 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所

(補助対象事業)

第3条 補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙一時預かり事業実施要綱3及び4に規定する事業とする。ただし、幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱに該当する事業を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 別表の基準により算出した補助基準額と補助事業に要した経費の実支出額のいずれか低い額
- (2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付申請及び提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、綾瀬市一時預かり事業補助金

交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第2号様式）
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第3号様式）

2 前項の申請書の提出期限は、当該年度の9月末までとする。ただし、当該年度10月1日以降に補助事業を開始した場合は、補助事業を開始した月の末日までとする。

（決定の通知）

第6条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市一時預かり事業補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第8条 規則第6条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添付し、市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金は、年額を交付決定した後、2分の1相当額を交付し、残額は実績に基づき所要額を交付する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市一時預かり事業補助金実績報告書（第6号様式）によるものとし、同項に規定する市長の定める期日は、当該会計年度終了後の4月15日までとする。

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を法人会計及び施設会計に分け、その経理状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、それらに関する証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起

算して5年間保存するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成22年10月4日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(補助金交付申請期限の経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市保育対策等促進事業費補助金交付要綱第5条2項の規定中「9月末」とあるのは、平成22年度の補助金交付申請については、「11月5日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成27年12月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第5条第2項の規定中「9月末」とあるのは、平成27年度の補助金交付申請については、「1月8日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年3月17日から施行し、令和4年2月8日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

補助事業名	補助基準額
一時預かり 事業	<p>1 一般型</p> <p>(1) 一般型対象児童（ただし、(2)を除く）</p> <p>年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする。</p> <p>1か所当たり年額</p> <p>2, 676, 000円（300人未満）</p> <p>3, 024, 000円（300人以上900人未満）</p> <p>3, 240, 000円（900人以上1, 500人未満）</p> <p>4, 680, 000円（1, 500人以上2, 100人未満）</p> <p>6, 120, 000円（2, 100人以上2, 700人未満）</p> <p>7, 560, 000円（2, 700人以上3, 300人未満）</p> <p>9, 000, 000円（3, 300人以上3, 900人未満）</p> <p>10, 440, 000円（3, 900人以上4, 500人未満）</p> <p>11, 880, 000円（4, 500人以上5, 100人未満）</p> <p>13, 320, 000円（5, 100人以上5, 700人未満）</p> <p>14, 760, 000円（5, 700人以上6, 300人未満）</p> <p>16, 200, 000円（6, 300人以上6, 900人未満）</p> <p>17, 640, 000円（6, 900人以上7, 500人未満）</p> <p>19, 080, 000円（7, 500人以上8, 100人未満）</p> <p>20, 520, 000円（8, 100人以上8, 700人未満）</p> <p>21, 960, 000円（8, 700人以上9, 300人未満）</p> <p>23, 400, 000円（9, 300人以上9, 900人未満）</p> <p>24, 840, 000円（9, 900人以上10, 500人未満）</p> <p>26, 280, 000円（10, 500人以上11, 100人未満）</p> <p>27, 720, 000円（11, 100人以上11, 700人未満）</p> <p>29, 160, 000円（11, 700人以上12, 300人未満）</p> <p>30, 600, 000円（12, 300人以上12, 900人未満）</p> <p>32, 040, 000円（12, 900人以上13, 500人未満）</p>

33,480,000円(13,500人以上14,100人未満)
34,920,000円(14,100人以上14,700人未満)
36,360,000円(14,700人以上15,300人未満)
37,800,000円(15,300人以上15,900人未満)
39,240,000円(15,900人以上16,500人未満)
40,680,000円(16,500人以上17,100人未満)
42,120,000円(17,100人以上17,700人未満)
43,560,000円(17,700人以上18,300人未満)
45,000,000円(18,300人以上18,900人未満)
46,440,000円(18,900人以上19,500人未満)
47,880,000円(19,500人以上20,100人未満)

※20,100人以上の場合は別途協議

(2) 特別支援児童(障害児・多胎児)加算

児童1人当たり日額

3,600円

2 余裕活用型

児童1人当たり日額

(1) 基本分

2,400円

(2) 特別支援児童(障害児・多胎児)加算

3,600円

3 新型コロナウイルス感染症特例型

(1) 利用児童の保護者が当該児童について受けている支給認定に基づいて本事業で利用している施設等において教育・保育の提供を受けた場合に、当該施設に支給される子供のための教育・保育給付に応じて、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号、同法第29条第3項第1号又は同法第30条第2項第3号、第4号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定される金額

※ 月途中で利用を開始、又は利用を修了した場合の基準額の算定

	<p>に当たっては、公定価格の算定の例によること。</p> <p>児童1人当たり月額</p> <p>(2) (1) の場合以外の児童の場合</p> <p>児童1人当たり日額</p> <p>4, 620円</p>
--	---

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年度綾瀬市一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

(1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第2号様式）

(2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第3号様式）

第2号様式（第5条関係）

年度一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書

施設名

経 費 名	事業支出（予定）額			事業収入（予定）額			差 引 額 G (C-F)	補助基準額 H	補助基本額 I
	人件費 A	その他経費 B	合 計 C (A+B)	保護者負担額 D	寄附金その他 E	合 計 F (D+E)			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計									

- (注) 1 「D」欄は、一時保育料の他、給食費、おやつ代を含めて記入してください。
 2 「H」欄は、補助金交付基準に基づく額を記入してください。
 3 「I」欄は、「G」欄と「H」欄の額を比較して少ない方の額を記入してください。

- (注) 1 対象児童別、利用形態別、利用時間ごとの延べ児童数を記入してください。
- (注) 2 延べ利用児童数の合計欄は、利用時間にかかわらずそのままの人数を計算してください。
- (注) 3 特別支援児童（障害児・多胎児）の記入欄には、上欄に障害児の数を下欄に多胎児の数を記入してください。

第4号様式（第6条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

印

年 月 日付けで申請がありました 年度綾瀬市一時預かり事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

- 1 補助金額 円
既交付決定額 円（ 年 月 日決定）
今回変更（増減）額 円
- 2 補助条件

第5号様式（第8条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで決定を受けた 年度綾瀬市一時預かり事業補助金に係る補助事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
円	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第2号様式）
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第3号様式）

第6号様式（第10条関係）

綾瀬市一時預かり事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市一時預かり事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

添付書類

- (1) 一時預かり事業補助金算出内訳書・実績内訳書（第2号様式）
- (2) 一時預かり事業実施計画書・実績書（第3号様式）